

まつえ農水商工連携事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 まつえ農水商工連携・特産品推進協議会（以下「協議会」という。）の交付するまつえ農水商工連携事業助成金（以下「助成金」という。）については、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象等)

第2条 助成金の名称、目的、対象事業、対象経費、助成金額、終期、助成対象者の範囲は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

助成金の名称	新商品開発・改良支援事業助成金	販路拡大支援事業助成金
助成金の目的	松江市内の意欲ある事業者が自社の技術・製品開発能力を活かし、市内の農林漁業者との連携から市場のニーズに適応した地域ならではのサービス・新商品の開発及び販売促進に取り組むことにより、農林漁業者及び商工業の事業者の増収を図り、もって市内産業の活性化を図ることを目的とする。	
助成金の対象事業	松江市農水商工連携推進事業の目的に沿った、新商品開発又は既存商品改良であり、協議会が承認したもの。 また、本事業を活用した商品は、事業終了後製造販売し、売上等の実績報告を行うものとする。	松江市農水商工連携推進事業の目的に沿った商品の販路拡大のために、展示会への出展に係る経費の支援で、協議会が承認したもの。
助成金の対象経費	助成対象者が新商品開発、又は商品改良するために要する費用で次に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。 (1) 試作に係る原材料購入費 (2) 試作に係る委託費 (3) パッケージ等のデザイン経費 (4) 成分分析等の検査に係る経費 (5) 専門家招聘に係る謝金 (6) 試験販売に係る経費 (7) 事業着手6か月以内のテスト販売（見本市・イベント出展、アンテナショップ・インショップの出店）に係る経費 (8) その他協議会が必要と認める経費	助成対象者は自社の開発商品等を展示会に出展するために要する費用で次に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。 (1) 小間料・出展料 (2) 輸送経費 (3) 自社の展示ブースの装飾作成に係る費用 (4) PR 媒体作成に係る経費 (5) パッケージ等のデザイン経費 (6) その他協議会が必要と認める経費
助成金額	【新商品開発事業】 助成金の額は対象経費の3分の2（1,000円未満切り捨て）とし、同一事業者に対する同一年度内での助成は10万円を上限とする。 【商品改良事業】 助成金の額は対象経費の2分の1（1,000円未満切り捨て）以内とし、同一事業者に対する同一年度内での助成は10万円を上限とする。	助成金の額は対象経費の3分の2（1,000円未満切り捨て）とし、同一事業者に対する同一年度内での助成は10万円を上限とする。
終期	令和6年3月31日	
助成対象者	協議会が認める事業者	

(雑則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日) この要綱は、令和5年5月16日から施行し、令和5年4月1日から適用する。